

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」開催要綱

1 背景・目的

本タスクフォースは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）及びその下で開催される各ワーキンググループにおいて、デジタル時代においてNHKが担うべき役割について議論が進められる中、NHKによる「日本の放送業界への貢献」という観点も踏まえ、「放送業界に係るプラットフォーム」としての役割について、具体的な検討を行うことを目的とする。なお、既に検討会及びワーキンググループの検討項目となっているものも含め、本タスクフォースで一括して集中的に議論を行うものとする。

2 名称

本タスクフォースは「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」と称する。

3 検討項目

- (1) 地上波放送の中継局
- (2) 衛星放送の番組制作
- (3) インターネット配信
- (4) 衛星放送
- (5) 国際発信
- (6) その他

4 構成及び運営

- (1) 本タスクフォースの主査は、検討会座長が指名する。本タスクフォースの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本タスクフォースを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本タスクフォースを招集する。
- (5) 主査は、必要に応じ、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本タスクフォースの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本タスクフォースの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本タスクフォースの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに

公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本タスクフォースの庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

(別紙)

「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」
構成員名簿

(敬称略・五十音順)

<構成員>

(主査)	うちやま 内山	たかし 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
	おおたに 大谷	かずこ 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	おちあい 落合	たかふみ 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
	クロサカ	タツヤ	株式会社企 代表取締役
	さかもと 坂本	ゆか 有芳	鳴門教育大学学校教育研究科 教授
	せんぼく 仙北	ゆみ 由美	独立行政法人国民生活センター 広報部地方支援課長
	そがべ 曽我部	まさひろ 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
	ながた 長田	みき 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	まつした 松下	もとこ 東子	株式会社野村総合研究所 プリンシパル
	みとも 三友	ひとし 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授

<オブザーバ>

日本放送協会
一般社団法人日本民間放送連盟